

# 国民年金 届け出は 忘れずに

保健医療課 国保年金係  
☎0824-73-1158

**日** 本に住所のある20歳以上60歳未満の方はみんな国民年金へ加入し、保険料を納めることが義務となっています。国民年金の加入者のことを「被保険者」と呼び、3つの種別に分けられます。

国民年金保険料の納め方は、その種別によって異なるため、異動するたびに届け出が必要です。自分自身の年金記録をきちんとつけていくためにも、これらの届け出は忘れずに行いましょう。

## 加入者の種別は3つ

- **第1号被保険者**／自営業、学生、無職の方など(第2、第3号被保険者に該当しない方)
- **第2号被保険者**／会社員や公務員など(厚生年金制度や共済年金制度

に加入している方)

● **第3号被保険者**／会社員や公務員など(第2号被保険者)に扶養されている配偶者

第1号被保険者のことを「国民年金加入者」と呼ぶことがあります。第2号被保険者も第3号被保険者も、国民年金加入者であり、保険料を納めています。

国民年金保険料の納め方は種別によって異なります。

## 種別ごとの納付方法

● **第1号被保険者**／日本年金機構から送付される納付書、または口座振替やクレジットカード納付など、一人一人が自主的に納めていく必要があります。

● **第2号被保険者**／加入している年金制度から拠出金として国民年金制度にまとめて支払われますので、個人で納める必要はありません。(厚生年金や共済年金の保険料は給料などから差し引かれます。)

● **第3号被保険者**／配偶者の加入している年金制度から拠出金として国民年金制度にまとめて支払われますので、個人で納める必要はありません。

## 市役所へ届け出が必要な場合

第2号被保険者が勤め先の会社を退職したり、第3号被保険者が配偶者

の扶養から外れたりして、第1号被保険者に変更となる場合は、国民年金保険料を個人で納付するための切り替えの手続きが必要です。

その他、第1号被保険者の住所や氏名が変更になったときなど、左表のような場合には市役所へ届け出が必要です。

## 市役所へ届け出が必要となるとき

こんなとき	手続き内容	手続きに必要なもの
● 勤め先を退職したとき (厚生年金、共済組合を脱退したとき)	第1号被保険者へ切り替えをします。 (国民年金保険料の納付を個人納付へ切り替えます)	①年金手帳 ②退職した年月日が分かる書類 ③印鑑
● 会社勤めをしている (厚生年金や共済組合に加入している)配偶者の扶養から外れたとき	第1号被保険者への切り替えをします。 (国民年金保険料の納付を個人納付へ切り替えます)	①年金手帳 ②扶養から外れた年月日が分かる証明書 ③印鑑
● 20歳になったとき (厚生年金や共済年金に加入していない場合)	国民年金への加入手続きをします。 (20歳の誕生月の初旬に、年金機構から国民年金加入の案内が届きます。1日生まれの方は前月の上旬になります)	①案内がすでに手元に届いている場合はその文書 ②印鑑
● 他の市町村から転入したとき	住所変更の手続きをします。 (納付書や各種案内の送付先となります)	①年金手帳 ②印鑑
● 庄原市内で転居したとき		
● 氏名が変わったとき (婚姻、離婚、養子縁組など)	氏名変更の届けをします。	①年金手帳 ②印鑑

※印鑑は認印でかまいません。

**22年度の保険料は1万5100円**

国民年金保険料は、平成29年まで段階的に毎年引き上げられることになっています。平成22年度の国民年金保険料(平成22年4月分〜平成23年3月分)は月額1万5100円で、昨年より440円引き上げられています。